

2005年4月22日(金)  
民主党 吹の内閣『環境部門』  
第10回動物愛護法・外来種対策WT合同会議

## 民主党の提案 (共同提案に向けて)

動物愛護法・外来種対策WT

### 普及・啓発活動

・学校、家庭、地域における教育活動、広報活動を通じて動物愛護の普及啓発に努める。

### 行政の体制整備

- ・国は動物愛護管理に関する基本指針を定める。
- ・地方公共団体は動物愛護管理に関する基本計画を策定する。
- ・基本指針と基本計画に定めるべき項目を法案に明記することで、動物愛護担当職員の質の向上や動物愛護推進員の委嘱推進、災害時の動物救護対策などの施策推進を図る。

### 飼主の責任強化

- ・愛護動物そのものの生態に応じた飼養に努める。
- ・感染症の予防の措置に努める。

### 動物取扱責任者の創設

- ・動物取扱業の事業所に動物取扱責任者を置く。
- ・動物取扱責任者の研修・認定に取り組む。

### 動物取扱業の登録制

- ・動物取扱業を届出制から登録制へ
- ・事業所等には動物取扱責任者の氏名を表記した許可証の掲示を義務付ける。
- ・上記の取扱業者に対して、輸送の依頼にあたっての基準を定める。
- ・周辺環境を損なわないために動物取扱業者の遵守基準を定める。
- ・動物取扱業者が行政の指導・勧告に従わない場合、営業停止命令、登録の取消し等の措置をとることに加え、取消しされた業者名が明らかになるしくみとする。

### 動物取扱業の範囲の追加

- ・従来の届出対象業者に加え、インターネット通販や露天商など施設を持たない移動販売業者、乗馬クラブ、理容美容業、動物ふれあい施設等の業者は、都道府県知事に「登録するものとする」。
- ・オークション業者の協力を得るなどして、施設を持たずとも継続反復して動物を出品する者に対して登録義務の周知徹底を図る。

### 危険動物の飼養許可制

- ・危険動物の飼養は全国一律の規制とする。
- ・危険動物の飼養は「許可制」とする。
- ・危険動物は、飼主がわかるように個体識別措置を義務づける。

### 犬及びねこの引取り・殺処分の削減

- ・犬及びねこの引取りの委託先の規定を見直すことにより、NPO等への譲渡委託を推進し、殺処分の減少をはかる。

### 動物実験

- ・3R原則（代替法の使用、使用数の削減、苦痛の軽減）の明記。
- ・3R推進の実効性を担保する法的なしくみとしては、動物実験における統一ガイドラインの策定など、文科省や厚労省及び関係業界・学术界における自主的な取り組みが始まりつつあることを踏まえ、当面その動きを見極めつつ、次回改正への課題として検討していく。

### 動物虐待に対する罰則の強化

- ・動物虐待の罰金刑を、鳥獣保護法の水準程度まで引き上げる。

### 見直し規定

- ・5年後に抜本的な再見直しを図る。

以上